

2022年2月1日
株式会社 鹿児島銀行

未利用口座管理手数料の改定について

鹿児島銀行（頭取 松山 澄寛）は、「未利用口座管理手数料」の改定を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 概要

2021年10月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を対象とする「未利用口座管理手数料」について、2022年4月1日（金）より、2021年9月30日以前に開設された口座にも適用いたします。

なお、本手数料は、2年以上ご利用されていない普通預金口座および貯蓄預金口座を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替などのお取り引きをいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

2. 未利用口座管理手数料の改定

（1）改定日

2022年4月1日（金）

（2）改定内容

改定内容	現行	改定後	備考
対象口座	2021年10月1日以降に開設された普通預金口座および貯蓄預金口座	全ての普通預金口座および貯蓄預金口座	<ul style="list-style-type: none">改定日以降、2021年9月30日以前に開設された普通預金口座および貯蓄預金口座も対象となります。改定日より前の期間は、未利用期間に含めません。

3. 預金規定の改定

（1）改定日

2022年4月1日（金）

(2) 改定対象となる預金規定

- ・普通預金規定
- ・かぎん総合口座取引規定
- ・かぎん貯蓄預金規定

(3) 改定内容（例：普通預金規定）

現行	改定後
<p>8 【未利用口座管理手数料】</p> <p>(1) 当行が別途定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻しがない場合には、この預金を未利用口座とし（ただし、<u>2021年10月1日以降に開設された預金口座に</u>限ります。また、<u>未利用口座の対象外として</u>当行が別途定める要件に該当する場合を除きます。）、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2) ～ (4) - 省略 -</p>	<p>8 【未利用口座管理手数料】</p> <p>(1) 当行が別途定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻しがない場合には、この預金を未利用口座とし（ただし、未利用口座の対象外として当行が別途定める要件に該当する場合を除きます。）、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2) ～ (4) - 省略 -</p>

4. 未利用口座管理手数料の内容

対象口座	普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座
対象条件	最後のお預け入れまたは払い戻し（当該口座のお利息の元本組み入れおよび本件手数料の引き落としを除きます）から2年以上、一度もお預け入れまたは払い戻しのない口座が対象となります。 ※ただし、次の場合は未利用口座の対象外となります。 ①当該口座の預金残高が10,000円以上である場合 ②当行でのお借り入れがある場合 ③当行に定期性預金、その他預金以外の金融資産（公共債、投資信託など）がある場合
手数料金額	年間1,320円（税込み）
未利用口座に対する取り扱い	・お客さまの口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所宛にご案内させていただきます。 ・通知後、一定期間（約3か月）を経過してもご利用もしくはご解約がない場合に、当該口座より本手数料を引き落としいたします。
自動解約	預金口座残高が未利用口座管理手数料金額未満の場合は、預金口座残高を未利用口座管理手数料の一部として引き落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島銀行 事務統括部 事務管理支援グループ
TEL：099-257-3761（ダイヤルイン）